

## 令和2年5月定例教育委員会

日時 令和2年5月13日(水)

午前10時～午後0時30分

### 1 開 会

○山本教育長

ご起立ください。ただいまから令和2年5月定例教育委員会を開会します。よろしくお願いいたします。

### 2 日程説明

○山本教育長

それでは、最初に教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

○片山教育総務課長

本日は、議案7件、報告事項6件の合計13件となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### 3 一般報告

○山本教育長

それでは、私から一般報告をいたします。連休を挟んだということもありますが、ご覧のような状況であります。書いてないですけど、この間、断続的に県の新型コロナウイルス対策本部会議が開催されております。

4月24日には、臨時県議会が開催されまして、新型コロナウイルスの対応に必要な事業等につきまして、補正予算の審議が行われたところでございます。教育関係では、学校休業中の児童生徒の学びに資する貸し出し用の機器などICT環境整備費とか、eラーニングの支援、家庭での読書活動を推進するためのコンクールの実施などの経費、また、特別支援学校のスクールバスなどの補助のほか、保護者の失業等で家計が急変した高校生等への経済的支援などの経費につきまして、1億7千万円弱の予算を計上しているところでございます。その他、新型コロナウイルス関係では、ゴールデンウィーク中の4月27日から5月6日の間、不要不急の外出を控えて接触削減を目指すという緊急事態宣言の全国拡大の趣旨に沿うかたちで、県内のすべての公立学校を臨時休校にしたところでございます。その後、県内における感染者の状況、あるいは国の考え方などを勘案しまして、児童生徒の学習機会をできるだけ確保していこうということで、手洗い、マスクの着用、ドア

ノブなどの消毒といった感染予防対策の徹底に加えまして、先程の補正予算を活用した通学バスの増便等、通学時の三つの密を回避することや、学級や学年を分割して登校するなど、教室内での授業における三つの密を回避する、そうした工夫を行いながら、5月7日からすべての公立学校を再開しているところでございます。県立高校におきましては、こうした三つの密を回避することに加えて、オンライン授業などに取り組む学校も出てきているところでございます。今後また緊急事態宣言対象地域から鳥取県が外れるということも想定されていくわけですが、そうした状況に応じて今後の対応を検討して参りたいというふうに思っているところであります。私からは以上です。

#### 4 議 事

##### ○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、中島委員と森委員にお願いします。まず、森田次長から、議案の概要説明をお願いします。

##### ○森田次長

議案第1号「鳥取県教育審議会委員、鳥取教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員及び鳥取県教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会委員の任命について」これは、団体の役員改選等に伴い、新たに委員の任命を行うものでございます。

議案第3号「鳥取県立博物館協議会委員の任命について」これは、委員の任期満了に伴い新しい委員を任命するものでございます。

議案第4号「県立学校における使用教科書の選定方針等について」これは、県立学校で使用する教科書について、その選定方針等を決定するものでございます。

議案第5号、第6号、第7号につきましては、令和3年度の入学者選抜方針について、決定するものでございます。議案第5号につきましては、県立の高等学校、議案第6号につきましては、琴の浦高等特別支援学校、議案第7号につきましては、特別支援学校の幼稚部・高等部・専攻科について、選抜方針を決定いただくものでございます。

議案第8号につきましては、鳥取県の育英奨学金の貸与規則の一部改正について、貸与条件の緩和等所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

#### (1) 議案

##### ○山本教育長

それでは、議案第1号及び第3号については、人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいですが、よろしいでしょうか。(異議のないことを確認した後) それでは、非公開で行うこととします。まず、第1号議案の関係課長以外の方は、席を外してください

い。それでは、担当課長から説明してください。

【議案第1号】鳥取県教育審議会委員、鳥取教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員及び鳥取県教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会委員の任命について（非公開）

【議案第3号】県立博物館協議会委員の任命について（非公開）

【議案第4号】県立学校における使用教科書の選定方針等について

○山本教育長

それでは、議案第4号について、関係課長から説明をしてください。

○酒井高等学校課長

高等学校課、酒井です。よろしくお願いたします。議案第4号、県立学校における使用教科書の選定方針等について。選定方針につきましては昨年と同様で、子どもたちの特長を更に伸ばして意欲を高める取組に沿った、そういう教科書を選んでいくということで、アからキまでの観点で、教科書を選定していきたいと考えております。特に、イとウ、内容が教科科目の目標に適合している、程度が生徒の実態に即している、その辺りが多くの教科科目で教科書を選ぶ基準になっているのではないかと思います。結果としても、そうなっています。アの図表とか表現が正確というのは、やっぱり教科の特性で、地理の教科書ですとか、理科の教科書で、こういうアを選定の基準で選ぶ方法があります。

また、教科書展示会について、令和2年6月5日から7月2日まで、長い期間を取って開催する予定としております。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、国の方からもいろんな指示は来ているんですが、鳥取県でも殊に県立学校の場合、5会場ですが、もし万一感染拡大して図書館等が閉館になった場合においても、県の教育センターだけは閲覧可能だということにしています。これは4月24日付けで各関係箇所には通知しているところです。

選定に当たっての留意事項ですが、各学校がまず教科書の選定委員会を作りまして、そして外部関係者の意見を聞いた上で選定していくということになっています。一番後ろの資料1を見てください。資料1に教科書採択の仕組みについて書いております。今日、選定の方針を議決いただきますと、その後教科書選定に係る通知を学校に行います。その中で昨年ご意見をいただいて昨年度から実施しているんですが、外部関係者あるいはPTAの方に、こういう仕組みをきちんと学校は説明しなさいということで、学校に「こういうふうに教科書は決まってくんすよ」ということを外部の方にも説明をきちんとした上で、教科書選定の委員会を開催してもらいます。そして外部関係者の意見を聞いて、7月の下旬に教育委員会のほうに各学校から「この教科書をこういう理由で選びました」という報

告がなされます。およそですけど9月の委員協議会で、この選定の状況ですとか、理由ですとか、なぜこういう教科書をこの学校が選んだかという辺りを説明させていただいて、教育長の決裁で文科省に9月16日までに、教科書の需要数を報告するという流れになっております。

なお、昨日文科省のほうから通知がありまして、この新型コロナウイルス関連で、今まではこの9月16日は法に基づいて決まっていたわけですけど、原則として9月16日という書き方で、最大2週間程度は遅くなってもいたしかたないと。その場合は6月30日までに文科省に相談してくださいという前置きがありました。そういうかたちで新型コロナに対しても対応しながら教科書選定を進めて参りたいと考えているところでございます。以上です。

#### ○山本特別支援教育課長

引き続きまして特別支援教育課の山本です。2ページをお願いいたします。特別支援学校も使用教科書選定方針等を定めております。基本的には高校と一緒にしますので説明は省略させていただきます。以上です。

#### ○山本教育長

それでは、ただいまの説明につきまして、皆さまからご質問ご意見等ございましたらお願いをいたします。

#### ○中島委員

小中学校の教科書が国のほうから国の負担で子どもたちに渡るんですけど、高校の場合は基本的には実費負担というかたちですよ。考え方として、法律の考え方をちょっとお聞きしたいんですけど、実費負担なんだけれども、文科省に必要数を言わなければいけないというのは、どういうふうに考えたらいいのかなあと思ってなんですけど、費用負担は利用者がするんだけれども、なんで文科省を経由させなければいけないのかなというのが、これ法律に基づいているんですかねえ。

#### ○酒井高等学校課長

需要数を報告しなければいけないというのは法律に基づいています。また追って報告しますけれども、9月16日までに需要数を報告しなければならないというのは、教科書に関する法律にきちんと明記されております。理由は、教科書会社が印刷するのにかなり量を押さえて発注していますので、たくさん刷って余分が出るとそもそもが大変だということで、要は必要なものだけを印刷してということなんです。

#### ○中島委員

把握のための最終的なものを文科省がしているということなんではないか。

○酒井高等学校課長

そう解釈しております。

○山本教育長

ほかによろしいでしょうか。それでは原案のとおり決定といたしたいと思います。

【議案第5号】令和3年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について

○山本教育長

議案第5号について、関係課長から説明をしてください。

○酒井高等学校課長

失礼します。引き続き高等学校課酒井でございます。よろしくお願いいたします。鳥取県立高等学校入学者選抜方針について別紙のとおり議決を求めます。

新型コロナウイルス感染拡大に関して先の見通せない状況でございます。中学校3年生は授業の遅れも、鳥取県であっても若干あると聞いておりますし、不安な気持ちというのは生徒・保護者ともに持っておられるところだと思います。県の中学校校長会からも、出題範囲について県はどう考えているのか、ですとか、9月入学について県はどう考えているのかとかというような質問も受けているところでございます。ただ、今のところ鳥取県は感染拡大は起きておりません。学校も今行われていますし、中国地区に聞き取ったところ、5月中には方針を示すということでございました。

そこで鳥取県も今回、入試の日程等について、3頁を開いてください。3頁のその他の最後のところに、新型コロナウイルス感染症の拡大等によって方針を一部変更することもあります、という一文を付けさせていただくというかたちで、方針は方針として、今年の受験生そして保護者に示しておきたいと考えているところでございます。

推薦入試につきましては1頁をご覧ください。2月9日（火）です。

2頁を開いてください。一般入試は、今のところに書いています。3月9日（火）～10日（水）、1行下に追検査が3月15日（月）というかたちにしております。その3月9日、10日の入試というのは、中学校長会・高校校長会とも話す中で定めた最も遅い日程です。それより遅くすると通信制の入試が年度をまたぐことになってしまうので、最も遅くしてこの日程です。合格発表は、3月18日（木）です。

再募集は3月25日（木）です。合格発表は3月26日（金）ということになっていません。

これを受けまして、通信制は3月2日（火）から3月29日（月）まで出願期間となっ

ています。その後に3頁の通信制のことですが、4番の(1)に出願期間を書いております。その2行目から「なお、この期間のうち、各募集高校(鳥取緑風高校と米子白鳳高校)が定める期日を実施期日とする」ということを1行入れさせていただきました。これは入試の説明会等で毎年お話しするんですが、何件か中学校のほうから、2日から29日だったらいつでも出願して入試が行っていただけると勘違いされる方もおられるようでして、実施期日はその期間のうちで学校が定めるというふうにつけさせていただきました。

あともう1点、この方針の周知につきまして昨年までは教育委員会で告示をしておりました。ただ、法的な根拠がございませんで、より周知を図るためにやってきたことですが、政策法務課のほうからも必要ないということで、他県でも告示をしている県は中国地区ではございません。そこでこの方針の周知につきましては、県のホームページに掲載し、当然各市町村教育委員会等、関係機関には通知するというかたちで行いたいと考えております。以上でございます。

○山本教育長

では、ただいまの件につきまして、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○中島委員

3月の9日と10日とは、一番遅いとおっしゃったんですけど、それはなんで一番遅い日程にされたんですか。

○酒井高等学校課長

曜日の関係で、6日7日が土日で、それより前にやると4日5日という候補になるんですけど、4日は早すぎるということで、中学校からは5日以降入試をするとなっていますので、4日5日はできません。8日は月曜日になりますので、月曜日に入試というのも前の日にいろんな話をして入試に臨みますので、月曜日には行わないということになるので、9日10日しか選択肢がないということになります。

○中島委員

わかりました。

○足羽教育次長

3月1日が卒業式ということもありますし、この日程は常に曜日回りを考えながら、その後の再募集と通信制の日程を考えますと、10日というのは最大リミットというふうに打ち合わせてきていますので。

○若原委員

推薦入試というのはいつまで実施するというのは決まっていたか。

○酒井高等学校課長

推薦入試は、新しい推薦入試に代わる入試を、できれば今の中学に入学した生徒が3年生になるときには実施したいと考えております。遅くともその翌年には実施したいというふうに考えております。ですからあと1年は推薦入試はあるということです。

○鱸委員

通信制課程における入学者選抜は、今後いろんな社会の状況によっては、ここでの受け入れということが、大きなものになってくるのではないかと、あるいは高校卒業ということがいろんなところで重要になってくると思うんですが、たとえば家族の中で話合って「やっぱり高校卒業は取らないけん」ということで、高卒の資格を補完されるのは、やはり通信制というところが非常に大きいと思いますが、いろんな都合のある方の受け入れという面を考えても、3月のこの時期だけというのが決まりなんではないでしょうか。それともたとえば通信教育の課程における入学は随時認めるとかというような、見通しを持った入学者選抜というお考えは、ディスカッションの中で出されないのでしょうか。

○酒井高等学校課長

基本的に通信制でなくても、転入学という制度がありますので、一度学校を辞めても、転入学試験が夏とか4月の頭とか、それぞれあります。ただ毎月のように受け入れるかという、そういうことはできませんので、また今後話をさせていただきたいと思います。

○佐伯委員

それに関連して、それまでに高等学校で学んでいたものの単位とかについて、編入するといったときに、その上に成り立って続けて学んでいけるというシステムになっていますよね。

○酒井高等学校課長

そうです。高校の場合は一度獲得した単位は、どういう理由があっても無くなることはありません。

○鱸委員

それは、私立の高校の関係は。

○酒井高等学校課長

関係はありません。

○佐伯委員

気になっていたのが、例年推薦の部分で不都合なことが起こっていたので、今回はそれが改善されていますか。

○酒井（高等学校課長）

その部分は、今後出される要項で説明しますが、改善してミスのないようにしたいと思います。

○若原委員

障がいのある生徒の特別受験とか、そういう場合は、どこを通じて、いつからいつごろまでの間に相談をするという決まりはないんですか。

○酒井高等学校課長

あります。それも要項でお示しします。11月に要項を出します。8月ぐらいから整え始めますが、その後11月に説明会をして周知を図ります。今はどこの高校を受けるか決めなくても、配慮を求めるということで高等学校課のほうで一括して受け取る方式に変えております。

○佐伯委員

そのことは、各中学校には周知しているんですか。

○酒井高等学校課長

当然周知しています。例年そういう件数も増えています。

○山本教育長

よろしいでしょうか。では原案についてご異論は出ていないようですので、議案第5号は原案のとおり決定といたします。

【議案第6号】令和3年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について

○山本教育長

続きまして、議案第6号について、関係課長から説明をお願いします。

○山本特別支援教育課長

特別支援教育課の山本です。令和3年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方

針について、別紙のとおり議決を求めます。基本方針2の求める生徒像、出願資格等は変わっておりません。入学者選抜につきましては、出願期間が11月18日から20日、実施日は令和2年12月10日及び11日としております。昨年度は12月5日、6日で若干遅めにはしております。検査内容としましては、学力検査、適性検査、作文、個人面接としております。選抜はそれに各学校からの調査等を入れて判断をしております。合格発表は令和2年12月22日としておりますし、入学確約書を令和3年1月5日に出していただくということにしております。これは例年どおりです。また、再募集につきましてもその後、令和3年1月12日、13日に出願いたしまして、1月20日に再募集の試験をしたいと思っております。その合格発表は1月26日です。以上です。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いします。

○鱸委員

知的障がいの方の高等特別支援学校ということで、琴の浦は就職及び社会への自立という面で、他の知的学校とは少しかたちが変わっていて、その中で知的障がいというものは、IQでどのレベルが知的障がいかは別にして、その辺の判断が非常に難しい。実際にたとえば知的障がいがあって、ボーダーじゃなくて、たとえば60ぐらいの方で、この子いろんな特性を持たしたらけっこう自立できるよねという子たちについては、弾かれるという問題をぼくはすごく危惧するんですが、そういう面で入学選抜に当たっての特別の支援委員会みたいな評価するものはあるんでしょうか。

○山本特別支援教育課長

2頁の一番下のその他の(2)のところですけども、入学を希望する者は体験入学とか、志願者対象相談会に必ず参加をして、まずその子の状況を必ず確認します。琴の浦高等特別支援学校に合っているのか、学力というよりかむしろ生活態度とか、県内に1校しかありませんので、毎日通って来られるかとかいうことを実は見ておりまして、ここが非常に大切なことかなということで思っておりますし、学校のほうも大切にしているところです。

○鱸委員

それも非常に大事なことですね。それは学校に通えるかどうかとか、その方が琴の浦の特別支援学校に適應しているかのいわゆる学校を続けられるかどうかの相談、あるいは事前の調査ということなんだろうけれど、実際には「ここへ行きたいな」と思っている知的な方の受け皿というところに、どうなんでしょうか、実際にこの学校を作ったときのイメージと今現在入ってきていて自立していく子のイメージというのは一緒ですか。

○山本特別支援教育課長

学校から聞いておりますのは、当初は知的のお子さまで、IQがある程度高いお子さんをイメージしておりました。白兔養護とか倉吉養護とか米子養護とかより上の子を集めて就職に向かわせようということで考えて学校を作られましたし、教職員もそういう思いでやっていたんですけども、今は情緒障がいとか発達障がいのお子さんが入ってきて、知的障がいというのものもあるんですけど、そういうのが一緒になっているお子さんもたくさんになってまして、生徒指導は大変難しくなっているというようなことは聞いております。ただ最終的には、就職できるのか自立できるのかということが目標ですので、そこを踏まえた上で学校のほうは最終的には学力だけではなくて、そういうところを見て選んでいるというふうに聞いております。

○鱸委員

ちょっとしつこいようだけど、たとえば普通校であれば、県立の高校であれば、ちゃんと点数とか評価があるわけですよ。その評価の中で合格ラインを設けて入る。いわゆる特別支援学校の知的障がいの部分の中で「こういう子どもさんの合格ライン」というようなところは、すごく曖昧なんではなかねえ。私が言うのは、たとえば、白兔養護とか米子養護にいます子で、中身は自立ができそうな子というのはいると思うんです。そういう子が情緒的な問題で、どちらかというと知的障がいというよりも、情緒の問題をコントロールすることによって自立が叶うという方向に流れてはいるだろうか。知的障がいの適応になっている方が、当初イメージした人がはじき出されているという状況はないのかというその辺のところを、やっぱり支援委員会とか、あるいは学力の方のご意見をいただきながら、選抜していく。この子はこの特別支援学校には一番適しているよ、だから合格ですというようなかたちで、客観的に科学的にというか、選抜がなされていく時期にきているのではないかなと思うのでちょっとご意見申しあげました。

○山本特別支援教育課長

ありがとうございます。学校の方も、受験する生徒さんも変わってきていますので、そのあたりは考えていかないといけないということは言うております。ただ学力検査が優秀だから、必ずしも合格するというだけでもこの学校はないということだけは、ご理解いただければと思います。よくあるのが、不登校で全然来ていないんですよ、実は勉強はできる方でも対人関係が全くできないというお子さんとかもおられたりしていますので、そういうことも踏まえて今学校とも検討しているところです。以上です。

○鱸委員

わかりました。

○佐伯委員

琴の浦は結局、何人か不合格になる方があって、その後で米子養護とかでうまく適応できたという話も聞いたので、そういうこともあるのかなと思っていたんですけど、体験入学が何回ぐらいなされるのかとか、その子の良さを客観的にデータとして持っていて、受験のときの競争の点数と、体験入学で見たときのものとどんなふうに見合わせて、合格を決められるのかなということをお聞きしたいなと思っていました。

○山本特別支援教育課長

体験入学が受験のほうにというのは、ちょっと持ち合わせておりませんので、また後でというふうに思っております。今琴の浦のほうに向かってくるお子さまは、知的もあるんですが、対人関係の難しい生徒が増えております。先生の数も8対1ですので手厚いということで、向かってこられている方が沢山おられますので、そこら辺を含めて、琴の浦に合っているのか、それとも他の高校が合っているのかを見ながら、今琴の浦もどうしようか、合格させようかと検討しているところです。

○中島委員

もう一つだけ、外国語を除くというふうに試験内容がなっているじゃないですか。それはなんでかということと、実際に学校に入ってから英語の授業ってあるんですけど。

○山本特別支援教育課長

すみません。ちょっと、私が見た中で、外国語は見たことはないですけど、もしかしたらあるのかもわかりません。

○事務局（中井指導主事）

外国語を除くというのは、学習指導要領に基づいて、知的障がいの中学部の教科には必修ではないんです、外国語が。学校の生徒とか、学校の状況によって、設置できる教科として外国語があって、外国語を問題に入れると不公平になってしまうので。琴の浦の教育課程の中には外国語は取り扱っています。

○中島委員

入っている。わかりました。

○山本教育長

それでは、議案第6号につきましては異論等もないようですので、原案のとおり決定をいたしたいと思います。

【議案第7号】令和3年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針について

○山本教育長

続きまして、議案第7号について、関係課長から説明をしてください。

○山本特別支援教育課長

特別支援教育課です。令和3年度鳥取県立特別支援学校幼稚部、高等部、専攻科入学者募集及び選抜方針について、別紙のとおり議決を求めます。

1枚めくってください。1頁になります。基本方針、出願資格等については例年どおりでございます。3の日程等につきましては、高校の一般入学者選抜と同じ日程ということにしておりますが、唯一違いますのは、(2)の検査実施日でございます。3月9日は一緒なんですけども、高校の場合10日もあるんですけども、特別支援の場合1日のみで行うということになっております。検査内容といたしましては、見ていただければと思います。面接とか行動観察、諸検査等を行うということになっております。

2頁をお願いいたします。合格発表は3月18日、これも高等学校と一緒にです。再募集はありません。基本的には来ていただいた方は合格ということになりますので、ありません。

それで4の鳥取盲学校の高等部の保健医療科及び専攻科でございますが、これについても出願期間は高等学校と一緒にです。検査実施日も1日ですが、他のものと違いますのは、学力検査を課しております。合格発表等は一緒であります。また、この保健医療科等につきましては、再募集を行いまして、これも高等学校と同じ日程で行っていきます。説明は以上です。

○山本教育長

ただいまの説明につきまして、質問ご意見ございましたらお願いをいたします。よろしいですか。それでは異論等がないようですので、議案第7号は原案のとおり決定をいたします。

【議案第8号】鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について

○山本教育長

続きまして議案第8号について、説明をしてください。

○土山人権教育課長

人権教育課の土山でございます。よろしくお願いたします。議案第8号、鳥取県育英

奨学資金貸与規則の一部改正について、議決を求めます。資料をめぐっていただきまして、改正点が三つございます。一つは貸し付け要件の緩和、それから申請時の添付書類の簡素化、申請時の様式の見直しでございます。

まず、要件緩和でございますが、1頁の左側の欄の第2条の(2)のオのところでございます。在学分の奨学金につきまして同種類の奨学資金で兼ねる額以上のものは貸与を受けることができないという条件がありますが、そこを括弧書きで書かせていただいております。教育委員会が別途定める奨学資金を除くということにしております。これは国の給付型の奨学金を予定しておりますけれども、国の給付型奨学金につきまして、請求ができないという対象から除外しまして、県の授与奨学金と国の給付型奨学金のどちらも受けられるようにするというものでございます。

次に添付書類の簡素化でございますが、これまでの貸し付けのときに学校の推薦書を提出していただいたところでございますが、申請者の進学の意志を尊重いたしまして、貸し付けの条件を満たしていれば、推薦書の提出は不要としたものでございます。最後に申請書の様式の見直しをしたものでございます。たとえば、様式ですが6頁をご覧くださいますと、申請書、今までは外枠がなくて文字だけだったものですから、記入漏れとか、欄を違えるということがありましたので、ここは枠を付けることで確実に書いていただけるようになりました。また9頁ですと、上の段の進学の届けにつきましては、記入しやすいように若干の文言の表現が変えてあります。なお、この規則につきましては交付の日から施行となります。説明は以上です。

○山本教育長

では、ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○中島委員

給付型の奨学金を受けることになっても、これは受けることができるということですか。

○土山人権教育課長

はい、細かく説明しますと、給付型の奨学金の受給を受けたときに、県の育英奨学金以上の額を受給すると、どちらかを選ばないと請求ができないということがございます。その併給ができないという対象者が非課税世帯のところに発生してきておりまして、そのところがやっぱり生活困窮の方を支援していこうということで、そこについても併給が可能ということにしまして併給できるようにしたものです。

中島委員

非課税世帯の以外の人でも、両方は可能だということですか。

○土山人権教育課長

それはないです。

○山本教育長

どれぐらい該当者がいるんですか。今まで受けられなかったけど、この改正で受けられるようになった人は？

○土山人権教育課長

ちょっと人数は把握しておりません。

○中島委員

だいたい高校で支給額はいくらぐらいで、大学で支給額はいくらぐらいですか。

○土山人権教育課長

高校でいきますと自宅通学で1万8千円、自宅外ですと2万3千円。大学につきましては国公立が4万5千円、私立が5万4千円。

○中島委員

給付型というのはいくらぐらいの設定になっているのでしょうか。

○土山人権教育課長

世帯の所得に応じてその額は変わってきますが、国公立の自宅から通学する人ですと月額3万円程度かと思います。

○山本教育長

ほか、いかがでしょうか。

○若原委員

内容じゃなくて、提案資料として、新旧対照表だけじゃなくて、鑑文といいますか、改正理由とか改正の要点とかちょっと書いてあると、もっと分かりやすかったんじゃないかと思うんですけど。

○土山人権教育課長

すみません。失礼いたしました。

○山本教育長

以後、そのように。

○森委員

私が勉強不足かもしれませんが、伺っていいでしょうか。お子さんが1人の母子家庭であるとか、同じ母子家庭でもお子さんが3人、4人とか、それからご両親揃っていらっしゃるって、お子さんが4、5人いらっしゃるってところ。所得が同じでも、扶養でおじいちゃんがいったり、おばあちゃんがいったり、所得だけで見ると、結果大変さが母子家庭とあまり変わらないご家庭とか、そういったところも所得だけで精査されていくと、ちょっと合わないなと思うことが、こういうことだけじゃないですけども、多々出てくることがあるものですから、そういったところもこの中でフォローされているんでしょうか。

○土山人権教育課長

要件としては世帯の所得ということで、それぞれの世帯の所得を計算しまして、それらが基準を満たしているかで算定します。

○佐伯委員

表に家族構成を書くことになっているから、それは把握されるんですね。

○土山人権教育課長

家族の条件として。

○森委員

所得だけじゃなくて、家族のほうも加味されての。

○土山人権教育課長

はい、家族の状況も加味されて。

○山本教育長

よろしいですか。それでは、議案について特に異論はないようですので、議案第8号は原案のとおり決定といたします。議案は以上でございます。

## (2) 報告事項

○山本教育長

続いて報告事項に移ります。始めに事務局から順次説明し、その後、各委員からの質疑

をお願いしたいと思いますので、まず、報告事項ア～オについて、説明してください。なお、説明の際は最初に所属名・職氏名を発言の上、お願いします。」

【報告事項ア】新型コロナウイルス感染症に係る対応について

○片山教育総務課長

教育総務課片山でございます。報告事項アでございます。新型コロナウイルス感染症に係る対応についてでございます。まず4月16日の緊急事態宣言を受け、16日は木曜日ということもありまして、その次の週は準備期間ということで、更にもう1週間後の27日から、緊急事態宣言の当時の期限だった5月6日まで、この間、公立学校を臨時休業することにいたしました。5月7日からは予定どおり、すべての公立学校を再開ということになります。これについては県内の感染者の状況等を勘案して決めたものでございます。再開に当たっては、授業分割等三つの密を回避した工夫を行っているところでございます。

1番に経過について触れております。この間、部活動を中止しておりました。休業中の学習機会の確保については、学習プリントあるいはeラーニング教材などでカバーをしてきたところでございます。また、学校と家庭との相互連絡で健康状態の把握に努めたところです。それから居場所が必要な子どもについては事情に応じまして、特別支援学校では受け入れたり、あるいは放課後児童クラブ等含めまして、小中学校等の対応に当たったというところでございます。

5月7日以降、再開以降でございます。県立高校で特に工夫を行っているところをあげておりますが、(1)の①につきましては、もともと1クラス辺りの人数の少ない学校については、通常どおり距離を置いた机の配置をして通常どおりの学校運営を行っているというところでございます。

小さい字で書いておりますが、小中学校においては、鳥取県独自の少人数学級を行っているという効果もありまして、これは令和元年度の学校基本調査の数字ではありますが、鳥取県の場合、全体の6割が25名以下の規模だということでもあります。

それから米子高校など3校につきましては、既にある広い面積の教室や空き教室を使って三つの密を回避しておりまして、クラスや学年などを2分割して、半分を別の教室に行かせて、空き教室で授業の様子を中継したりして実施しております。

3番目に、クラスや学年分割による登校で、これは学年とかクラスを分割した上で、その分割した片方は登校、片方は自宅という格好(鳥取湖陵高校など12校)で、登校してきた生徒については当然数が少ないので、教室が広がって密を避けることができる。残りの自宅学習等の生徒についてはオンライン授業をすとか、自宅学習課題を課しているところでございます。

4番目に、ICTを活用して学習を支援できる場所は、学校内又は学校と自宅におけるオンライン授業(ライブ配信)等により学習を支援するところもございます。

(2)はその他感染拡大防止の徹底でございます。列車通学が高校生は多いわけござ

いますから、授業開始時刻をずらしたりして、集中する列車への乗車を避けるかたちを取ったり、あるいは特別支援学校においては、通学バスの増便を行っているところです。

それから、感染の可能性が高い学習活動（音楽・歌唱指導、家庭科・調理実習、体育・接触運動など）を年度の後半に教えるということで、授業計画を見直しているというかたちであります。

なお、部活動についても、活動内容を工夫ということで、特にぶつかり合ったりとか、格闘技で組み合ったりするようなスポーツについては、個人でのトレーニングに限定する。引き続き、対外試合とか遠征などは見合わせているというところがございます。

その他、学校での衛生管理として、登校前の検温、手洗いの励行やドアノブ等の消毒、マスクの着用、こまめな換気の徹底などをやった上で、授業を進めているところです。

2頁に参りまして、県立社会教育施設等の利用制限の緩和として、図書館、博物館、ふれあい会館、この辺り緊急事態宣言を受けまして、利用制限をかけておりましたが、5月7日から緩和をいたしました。それぞれ密にならない工夫を行った上で、あるいは、ふれあい会館等では50人以下の開放で県内の方だけの利用に限るとか、そういったことをしております。

それから、船上山少年自然の家、大山青年の家につきましては、5月15日まで利用制限を延長しているところがございます。ここについては宿泊とかありますので、もう少し様子を見て、今後のことについては現在検討中であります。

それから、県立学校の施設の開放であります。これも制限しておりましたけれども、屋外施設については5月7日から再開したところがございます。

そのほか4番目に啓発のための動画、あるいはチラシ等を作って、それぞれ指導に生かしているところがございます。写真を幾つか付けております。鳥取湖陵高校についてはこれだけの人数で授業を行っています。あるいは米子東高校においては、家庭でオンライン授業の配信を受けているところがございます。日野高校など、もともとの人数が少ないのでこういった格好で授業を受けております。あるいは、県立図書館ではカウンターにビニールシートを張ったり、あるいは行列ができないように足元にシールを貼って、2メートルの間隔を取るようにしているところがございます。

あと、めくっていただきますと、それぞれの啓発チラシを付けておりますし、あとは最後のチラシですけれども、家でゆっくり本を読んでもらおうというところで「じっくり、読書キャンペーン」というものも作っているところでもあります。説明は以上です。

#### 【報告事項イ】令和2年度教職員研修の変更等について

##### ○三橋教育センター所長

教育センター三橋です。新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、教職員研修の中止、変更を行いました。また、この期間における初任者等への支援を新たに実施しまし

たので、報告させていただきます。

まず1番の4月、5月の研修中止についてですが、例外を設けていますがそれ以外の研修はすべて中止。結果として20講座中止、そのうち5講座については短縮して動画配信というかたちでしております。

2番目の研修中止に伴う教育センターとしての支援ですが、特に初任者支援というのを中心におきまして、中止となった2回の初任研につきましては、それを補完するものとして3つ程やっています。まず一つが、1対1電話サポートという具合にしまして、初任者沢山いますので、支え合う仲間作りを狙いとしまして行ったものなんですけど、まず指導主事のほうが一人一人すべての初任者の方に連絡をさせていただきまして、近況であるとか現在の気持ち等の聞き取りをさせていただきました。次に学校教育支援サイトに情報提供ですが、業務改善システムC4th、これは教職員のみが見られるものなんですけど、そのほうに研修の資料であるとか、または指導主事が短く短縮した要点をしぼった動画のほうを載せさせていただきまして、それを見ていただくというようなこと。それから4月の下旬ではありましたが、テレビ会議による初任者研を行いました。だいたい初任者を20人程度のグループに分けまして、30分程度ではあったんですけど、対面による自己紹介であるとか、なにかのテーマにおいて自分の意見を言うようなものを行いました。その後ウェブ上でアンケートを行いましたけど、たとえば「仲間意識が高まった」であるとか、または「同期に会えて安心した」「仕事への意欲が高まった」というように回答した方がだいたい9割近くあったようだという結果となりました。

(2)の経験者研修対象者への支援が、2年目、3年目、6年目、中堅教員研修、それから16年目の研修につきましては、1回目のみですので、1回目の説明を中心としたものを動画に撮りまして、それを配信させていただきました。

3番目の、6月1日から7月24日の県外講師の招聘については、この期間については県外からの講師の招聘はすべて取りやめました。その間に研修は実施しますので、感染防止を講じた上で集合研修は実施するんですけど、まず県外講師について遠隔の講義が可能な方につきましては、遠隔でのテレビ会議または動画を撮影してその動画を流すというようなかたちで対応しますが、遠隔につきましてはなかなか環境が整いませんので、会場は限られてきます。ですので会場変更というのをしております。また遠隔での研修ができないという方もいらっしゃいます。その場合については内容を再検討して指導主事のほうに対応していく、であるとか、今のところありませんが、中止ということになる可能性はあります。基本としまして、講義につきましてはウェブ会議システムによる遠隔講義、それから動画配信。それから一番今後考えていけないといけないのは、協議とか演習の時間についてですが、なかなか集まってという話合いは持てませんので、これにつきましては集合研修ではありますが、可能な限りICT等を活用して、同じ部屋にはいるんだけどICTを使ってというようなものを、研修自体様々な方法で達成できるようにしたいなと思っております。以上です。

【報告事項エ】令和元年度特別支援学校高等部及び専攻科卒業生の進路状況について

○山本特別支援教育課長

特別支援教育課です。報告事項エ、令和元年度特別支援学校高等部及び専攻科卒業生の進路状況について、別紙のとおりご報告いたします。

1枚おはぐりください。状況でございます。上の右のほうですけれども、進学4名とか、就職42名、または福祉的就労といいますか、就労継続支援40名、または生活介護自立訓練等17名とかいうことになっております。それで下を見ていただきますと就職率でございますが、昨年過去最高の52%だったんですけれども、今年は37.2%ということで急落をしております。この理由ですが、はっきりしております、琴の浦高等特別支援学校の就職した人数が、昨年が39名だったんですが、今年は27名ということで、12名落ちております。これで約10%近く下落になるということです。どうして27名になったかといいますと、この年の入学者は実は36名でして、定員が40名のところ36名の志願者しかなくて、全員合格ということでした。やはり難しいお子さんもおられたりして卒業生が32名とかになりまして、就職できたのが27名、あと進学が2名あったんですが、そういうことがありましてこのような状況になっております。定員を切ったのはこの年だけでして、それ以降だいたい1.2倍ぐらいの倍率になっておりますので、来年につきましては例年に近い35、6名以上の就職ができるように学校の方は今取り組んでいるところでございます。以上です。

【報告事項オ】高校中退時等進路未決定者の情報の共有化及び支援の仕組みについて

○酒井高等学校課長

報告事項オです。高等学校課酒井です。高校中退時等進路未決定者の情報の共有化及び支援の仕組みについてということでございます。

これはSDGsの「誰一人取り残さない社会を実現する」というところの教育分野に当てはめると、分かりやすい例が、高校を途中でなんらかの理由で中退しました、当然高校はその生徒の今後の進路について相談に乗るわけですけど、すべてが丁寧に進路の相談に乗れて、きちんと進学なり、あるいは就職なりにつながっているかということ、そうでないケースもあるのではないかとこのところでは、それは非常に数としては少ないケースですが、そういうことにもきちんと対応していこうということで、こういう仕組みを作りたいと考えて、仕組みを作ったものでございます。

事業の目的ですが、学校教育から切れ目なく、就学とか就職就労につなげた自立支援を行うこと。対象者は、今高校の中退の話をしましたけれど、もう一つ中学校を卒業するときに進学、就職が決定せずに、卒業した後どうなっちゃったか分からないというようなご

く稀なケースの生徒を対象としております。

事業内容につきましては、対象者の情報を集めて、会議を開いて適切な支援機関につなぐというところですが、この情報を集めるためには、今の段階ではどうしても、同意書が必要です。同意書を取って、情報を共有したいと考えております。その同意書ですが、本人や保護者の氏名等、連絡先と、特に意向とあって、本人がどうしたいのか、学校教育から離れてしまった後、働きたいのか、あるいは、やはり離れてしまったけど学んでみたいとか、いやもっと別なことといった、こういう意向を聞き取るような同意書の段階としまして、支援団体とつながりやすくするという配慮しております。

流れにつきましては、別紙を付けておりますが、一番左側に、こういう進路未決定で、学びから離れてしまった生徒さんがおります。そういう生徒について同意書を取って支援を行うわけですが、その同意書は、いじめ・不登校総合対策センターに集まってきます。中学校の場合は、市町村の教育委員会をとおして、この同意書がいじめ・不登校総合対策センターに集まってきます。そして、このいじめ・不登校総合対策センターと学校とで支援会議を開催して、適切な支援につなげるという仕組みです。今県の福祉保健部を初めとした福祉部局が中心となって、市町村の福祉部局にも話をしながら、こういう取り組みが始まりますということで、今周知を行っている段階でございます。

戻りまして今後の予定ですが、このあと大綱を定めて、事業を開始します。4月の段階で、市町村の教育委員会には、今回は文章というかたちですが、配布をさせていただいております。昨年も市町村の行政連絡協議会で、こういう方向性で取り組むという話をしております。県立高校でも、説明を行いました。市町村の保健所には県の福祉保健課から説明を実施しているところでございます。私立学校については、昨日説明を行って特段異論等はなかったという報告を今朝受けました。専修学校については、今後随時説明をしていくことになっております。

このようなかたちで就職・進学せずに何もせずに、一人で悩んで家から出られないという生徒を一人でも救えたらという思いから、こういう制度を作りましたのでご報告させていただきました。以上でございます。

#### ○山本教育長

それでは、ただいままでの説明につきまして、委員の皆様方、ご質問等でもあればお願いいたします。

#### ○佐伯委員

新型コロナウイルス感染症に係る対応というところで、今県立学校等が、分散登校のようなかたちとか、時間をずらすとかいろんなことをされているということで、それから鳥取東高のようにICTを使ってオンライン授業もあるんですが、それは授業として成立し

てカウントしていけるのか、その辺のところ私はよく分かっていないので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○酒井高等学校課長

そこを整理しまして、昨日各県立高校にお知らせしたところですが、学校に生徒が出てきたと、それが別々のクラスに分かれてそちらは先生が付いている、こちらには付いていない、それは授業日数にカウントされます。今回は特別なケースですから。ただ、半分が学校に出ます、半分は家にいます、家でライブの授業を見ます、先生とも双方向でやり取りをします、けどそれは授業日数には加えません。ただ学校としては授業日数になっていますが、出席にはなりません。出席停止・忌引きの扱いです。とにかく学年の半分でも学校に出ていれば、それは授業日数にはなるんですけど、片や出欠を取る生徒がいて、片や出欠は取らずに出席停止の扱いになる生徒がいる。だから、どういう方法を取ったとしても、たとえば学年全体が家庭学習ということになってしまった場合、その学年は当然授業日数にはならないんだけど、家庭での学習がきちっと学校の方に評価されれば、課題を先生がきちんと点検してこのレベルまで習得できていれば、分からなければ小テストを課せばいいんですけど、そこまでなくても課題をきちんと生徒が答えているのであれば、それは評価してもよいということになっていますので、評価はできるということです。

○佐伯委員

評価はできるということは分かったんですけども、高校生が単位を取るときには、授業として成立しているものを何時間受けたかによって、試験はあるのでしょうか、単位が出るんじゃないですか？

○酒井高等学校課長

ですので、本来は1単位取得するのに35時間という時間が必要なんですけど、今回はそれにとらわれず非常に柔軟に考えてくださいということで、極端な話、ずっと家にいた、ただ、きちんと課題をやって、それを学校の先生に見てもらって評価できた場合には、それは単位を履修して修得することになる。

○佐伯委員

とりあえず今年度は鳥取県の場合は、授業の成立度は高いと思うんですけども、生徒さんは割と不安は少ないということですね。

○酒井高等学校課長

そうはいいまして、県立高校でも数名ですけども、コロナが心配でなかなか学校に出られないという生徒がおりますので、そこは丁寧に対処していかないといけない。

○若原委員

今のお聞きしていると、授業日数が足りない分について、それを補うことについては見通しは付いているわけですかね。今後まだ状況はどうなるか分かりませんが、夏休みをつぶすとかいろんなことがありますけれど。

○酒井高等学校課長

おっしゃるとおりです。そこは各学校に今こうやって分散登校させてますので、実は2日に1回しか学校にこなかったら、基本的には2週間で1週間分しかできない。1週間遅れちゃいます。ただそこでオンラインを使ったり、あるいは課題の精度を上げたりすることによって、なんとか各学校が7割ぐらいのところまで、できないかと考えておまして、そうすると残り3割を夏休みに出させて授業するというかたちを取れるんじゃないかということで、それは各学校に任せて、各学校で夏休みにどのぐらい出さなければいけないかということを考えているところです。学校が宿題を出して、やるやらないは別として、それで終わりというかたちではございません。一生懸命学校も生徒の学びを保障するために努力しております。

○足羽教育次長

授業担保もそうですけど、全国に先駆けて学校再開をした。実際生徒が動き出すと、「あれ、これはどうだろう。これはじゃあ、いつやるんだろう。」という学校現場の運営に関わる課題というのが、次々に出てくると思っておりますので、高等学校課だけではなく、各担当課が現場の声にしっかり耳を傾けて、適確な指示であったり判断が示せるようにということで、情報収集に努めていただいているところでございます。

○中島委員

今日は委員協議会かなにかで今後の見通しの話が出るでしょうか。

○足羽教育次長

そこはちょっと考えてはおりません。ただ14日、国の方針が変わったときに、どの段階別に、解除していくべきなのかという試案的な検討段階のものがありますので、またそのあたりはご報告さしあげたいとは思っております。

○中島委員

それはぜひ幾つかのシナリオを示していただいたほうがいいんじゃないかと思えます。

○足羽教育次長

はい。

#### ○中島委員

私は思っているのは、今回なかなか難しい話なんですけど、学校で学ぶということはなんなのかという根本的な問が投げかけられているような気がして、今まで平時においては、行きたい子も、そうでもない子も、とりあえず学校に行って授業に出ていけば、なにかを学んだということになった。でも、それが形式的なことというのは今回大きく揺らいだし、この開校した後も授業の形態とかがいろいろで、平時とはかなり異った状態にあり、この状態というのが少なくとももう暫くは続くだろうし、なにかのときにまたこのかたちに戻らなければいけないというふうになるんだと思うんですよね。そのときに発達段階に応じてだと思えるんですけども、「なんのために学んでいるんだろうね」ということは折にふれて、子どもたちと話合うという時間もぜひ持っていただけたらどうかなと思うんですが、小学校低学年にはまだまだ無理かもしれないんですけども、なんのために学んでいるのか、教室で学ぶということはなんの意味があるんだ、逆に一人でも学ぶということは出来るんじゃないかというようなことを、ぜひ子どもたちに考える時間を、話合うような場を持ってもらおうと、それがもちろん今回のディスアドバンテージを補うという意味も出てくると思います。あとは日本人が生涯学習とかといったときに、学校を出た後なかなか学ばないという問題がずっと指摘されている部分があるかと思うんですけど、そういうことを考えるためにも、要するに人間というのは、一生学び続けられるものだし、学びというのはやろうと思えば一人でも出来るんだということを根本的なところで、確認する一つのいい機会になるんじゃないかなと思うので、このやり方というのはなかなか一律なやり方というのは難しいかもしれないんですけども、各現場で学びについて根本的に考えるという時間もぜひ取っていただくようにすると、それぞれの家庭学習の進捗とか、それはもしかしたら保護者も巻き込んでという手もあるかもしれないし、なんかちょっとやり方を考えてみていただけたらなあと思いますけど、どうでしょうか。

#### ○足羽教育次長

ありがとうございます。貴重なご意見というか、一番大事な点じゃないかと思えます。このコロナ対応がマイナス志向のあれが出来ない、これがだめ、こうすべきというふうなマイナス的な志向ばかりになりますけれども、逆にコロナ対応があって見えてきたこと、あるいは気づいたこと、発見したこと、そして大切なのは何かというような、様々な視点で考える契機がたくさんあったという期間であったと思えます。まだそれが続くということをお考えますと、ここから子どもたちが何を感じ、何を学んだかという本当にそれこそ絶好の探求的な学びが、このコロナを通してできるんじゃないかと思っております。総合的な学習の時間、ホームルーム、特別活動、様々なチャンスがあると思えますし、もちろん日々の授業自体がそういう機会になっていますので、今指摘されたようなこと、発達段階

に応じて学校でチャンスを作って、その気づき、学びの持つ意味というものを考える機会に投げかけていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

#### ○佐伯委員

それに関連してですが、この今のような状況の中で、不登校傾向の子どもというところが、とても気にかかっている、中には再発傾向の子どももあるし、不安傾向が強い子どももあって、世の中がこんなふうにとっても緊張感を持って動いている中で、いろんな憶測も飛び交う中で、いったい自分はどうのように振る舞っていいのかなというところが困っていらっしゃる子どももあると思います。それで、今の分散登校なんかのいいところは、すごく少ない人数での学びで、個に対応できるという良さもあったりして安心して出てこられるかもしれないですし、不安だったら休んでもいいというような話も出ているので、そうすれば「休んでもいいんだ」という中でずるずると、そっちのほうに流れてしまう子どももあったりしますので、そういうところをどんなふうにも、各学校がアプローチして、子どもたちを「学校で学ぶんだ」という、学校にいけなくても学ぶんだというそのような気持ちを維持するために、どんなふうにしていったらいいのかというところの、いろんな実践のいいところなんか示していただいて、なかなかそういう動きが素早い学校と、そうでない学校とがあると思うので、やっぱりある程度歩調を揃えながら、鳥取県の子どもたちの学びが停滞しないようにはしていただきたいなというふうに思います。よろしく願います。

#### ○足羽教育次長

たしかに、コロナが怖いので休ませてもカウントされる、欠席にはならないということから、安易な休みというものも、うがった見方をすれば起こり得ることかなと思います。一方で再開になったときの子どもたちのあの笑顔だったり、友達との会話だったり、やっぱり先程言いました学校、友達のその良さというのがあると思いますので、そうした感動をどんどん発信していくことで、学ぶことは一人でも出来るだろうけれど、学校で学ぶ意義というのはしっかり考えるべきこと、伝えることというのは大事なかなというふうに思っていますので、安易な休みや安易な方向転換にならないような工夫は必要かなと思います。なんとかそこも努力して参りたいと思います。

#### ○鱸委員

特に進学校にいる高校3年生のお子さんの中で、これは僕の思いですけども、来年の3月に大学受験が行われるとなると、やっぱり進学校に行ってるお子さんの思うことは、どの範囲が出るんだろうとか、あるいは、見通しで今残っている部分って、こことこことこがあるよねとか、そういう試験を想定した今後の見通しみたいなもの、試験はこういうふうなかたちになるよとか、そういう見通しの中で一つ進学を控えているお子さんの安

心感というか、目標設定というか、今後授業があつたりなかつたりする中で、どういうふうに自分是对処したらいいのか、そういうような進学校の学生さんに提示できる、フォローしていくという体制はあるのでしょうか。

#### ○酒井高等学校課長

ありがとうございます。当然各高校の進路指導部は情報を集めながら、生徒にそういう話をしていく機会もありますし、幸いに臨時休業に入る前に鳥取県内の各進学校では、全国規模の模試を受験できましたので、一部家に持って帰って実施という学校もありますけれど、それでもこういう時期に一度新しい入試に変わるということで、生徒等不安に思っています。ただ、そういう模試がどういう傾向で出題されるかということは各校で触れることができましたし、全国的にはほとんどこれが学校で受験できるということはなかったですし、ほとんど持ち帰りで行ったというような、全国的にも大変混乱した状況ですので、ただ、今後も計画的にそういうかたちで全国の情報、制度が届くようにやっていきたいと思えます。

#### ○鱸委員

テレビなんかで見ていると、格差の問題が言われていて、たとえば有名校なんかに入るのでも、基準を設けてあげたほうがいいんじゃないかとか、それは大学側の問題もあるし、大学試験というセンター試験の考え方もあるし、そういう面の情報を少し、学生さん不安なので、早め早めに落とし込んでいって、安心の中で本人の実力を発揮できるように、ぜひその辺の配慮をよろしくお願いします。

#### ○酒井高等学校課長

ありがとうございます。格差のお話が出ました。中島委員の方からもご指摘があつた「学校で学ぶとはなにか」やはりここら辺りにととてもつながっておりまして、要は生徒たちがどこにしようが自分で学びだすという習慣さえついていたら、実はこの長期休業は自分の好きな本を読んだり、自分の本当に調べたい分野を調べたりという、いい期間になる可能性があります、一部分ですけど。ただ全く学びから遠ざかって「学校ではこうやっているのに」という中では、そういう生徒にとってはとても苦しい状況です。そういう生徒が悪いとか何とかじゃなくて、そういう生徒にどこまで今の現状の中で寄り添ってやれるか、そういう観点できちんと大学入試の情報というの、学校でやり取りして、生徒を支えてあげることも大切です。

#### ○鱸委員

たしかにそうだと思うんですね。たとえば進学校にいる学生さんは、極端に言えば授業がなくても、教科書と今まで持ってきた知識をぶつけていけば、「わかる、わかる」と

いう子もいるわけです。だから、そういう子だけじゃなくて、今言われたように7割の子はそうでなくても、3割の子はほっといても自分で学んでいくような子です。それだったら、その学びの方向性だけを教えてやるだけでいけるので、授業内容がここまで出来ているということだけじゃなくて、個々の子どもさんがどこまで到達していった、この子はどのような能力があるかというところも個別に見てあげるといのは、非常に大事なことです。よろしくをお願いします。

○山本教育長

そのほか、いかがでしょうか。

○中島委員

琴の浦、エの話です。卒業生が資料の人数を合計すると113人になるんですけども、この113人からこぼれている卒業生はいないということですね。

○山本特別支援教育課長

はい、そうです。

○中島委員

全体評価として先程42人というのが減っちゃったという話があったんですけども、企業への就職が今一步だったという話があったんですが、他に課題というのがあるんですかね。

○山本特別支援教育課長

基本的には今回、就職が減ったところと、就職継続支援型Bというところが昨年30名だったのを、今年40名ということで若干ここが増えているかなということですけど、それ以外は去年とそんなには変わっていません。たとえば、下のところの生活介護自立訓練、特に重たいお子さんとかが行かれるところですけども、昨年が16名で、今年が17名ということで、そんなに変化はございません。

○中島委員

就労支援B型が増えたというの、これはどんなふうに見たらいいのでしょうか。

○山本特別支援教育課長

ちょっと重たいお子さんが今年は若干多かったかなという感じはしております。就職からこちらのほうに移った子どもが若干多かったかなという感じはしておりますけれども。

○若原委員

この進学4というのも、琴の浦ですか。

○山本特別支援教育課長

琴の浦は2名でして、他のところからも1名ずつぐらい。

○若原委員

進学も減っていますか。

○山本特別支援教育課長

昨年が2でして、今年が4ということで。去年は実は、琴の浦は0だったんですけども、去年は琴の浦は企業から引く手あまたという感じでした、企業のほうがぜひ来てほしいということであったんですけども、今年はその辺が弱かったのか、進学のほうにいったというかたちです。

○中島委員

進学先って、どういったところになりますか。

○山本特別支援教育課長

専門学校とか。あとは職業訓練校とかに行かれています。

○中島委員

コロナのせいで、決まっていたところが無くなったという、そういったことは。

○山本特別支援教育課長

実はそれも思ったんですけど、そこはほとんど無いみたいでして、実は3年生の夏までには、琴の浦の場合は就職がほとんど決まるということでして、そこは影響がなかったというふうに聞いております。

○鱸委員

就職された方って、地元でしょ？

○山本特別支援教育課長

地元です。

○鱸委員

鳥取県は落ち着いているから、福祉就労のニュアンスのあるところというのは、まだまだ仕事は通常のようにあるんじゃないでしょうかねえ。聞きたいのが、肢体不自由のお子さんというのは、今の合理的配慮中で、いわゆる勉強できる子というのは一般校に行くようになったので、この就職の中に肢体不自由のお子さんというのは減ってきています？どうでしょう。

○山本特別支援教育課長

肢体不自由の軽いおさんは言われたとおりでして、高校とか進学の方も多くなってきましたので、非常に重たいおさんが多くなってきておりまして、やはり生活介護とかのほうに、今行く方が多くなっていると思っています。昔からいうと普通の車椅子の方でもこういう特別支援学校とか行かれてたんですけども、今はほとんど高校で、学力があれば。

○鱸委員

いいことだと思います。そういうおさんが活躍してくれば、おそらくそういう流れになってくると思うんですね。卒業後行くところというのは、肢体不自由のおさんの場合はどうしても生活活動的などところにいくケースにシフトしてくるんじゃないかなんか思ったりしています。

○佐伯委員

職員研修のことですけれども、初任者支援の一番大切な学級づくりのところにコロナのことがあったんですけれども、複数校を回られる初任者への指導の先生は、通常の前定どおりに回られて、初任者の方の指導は行われたのでしょうか。

○三橋教育センター所長

本来だったら、4月に拠点校指導教員に研修会を設けて、ある意味打ち合わせなりその辺りをするんですけども、これはちょっと出来ていません。ただ、勤務については予定どおり各学校を回って指導教員の方が初任者に当たっています。

○佐伯委員

それは通常の決められたようなかたちで行われていて、複数校を回って指導する側の困り感、こういうところがなかなか出来ていないとかいうことは、上がってくるんですか。

○三橋教育センター所長

今のところ、そういうのは上がって来ていませんが、指導教員は長年やってきておりますので、その辺りやっていただいております。ただ一つメンター方式というのは今年度から初任研について行ってあります。これについては学校のほうを回らせていただいたりし

ながら、そこでうまく、どうしたらいいのかというような意見は上がってきておりますので、それについては確認をしながらやっていったりしております。

#### ○佐伯委員

今の時期、たぶん一番初任者の方って、迷いがあったりとか、不安だったりとかする時期で、精神的に、消毒しないといけないだとか、換気をしないといけないだとか、いろんなことが目について、たくさん相談したいんじゃないかなと思ったりするので、電話もあるみたいですし、よろしくお願いします。

#### ○三橋教育センター所長

電話で一人一人の意見を聞かせていただく中で、ほとんどの初任者は周りの先生が、本当にしっかりと教えてくれたりとか、安心しているということを言われた方が多かったので、その辺りなかなか本当のことは分からないんですけど、学校のほうでうまくやっている部分あるんじゃないかなと思います。ただ、初任者の相談電話というのも本年度から作ったんですけども、その電話というのはないので、学校のほうでうまくやってくれているのではないかなと思っています。

#### ○足羽教育次長

小学校で新卒の新規採用の方が6割もいらっしゃり、近年で最高の割合です。今おっしゃるように、特にそういう配慮や気配りが必要で、相談体制というのが大事だという年に、コロナも重なって、ご指摘のとおり本当に指導教員だけでは対応できないということもあって、メンター方式を鳥取が初めてやっておりますが、学校内で育てるということも大事にしていきたいと思っております。

#### ○鱸委員

家での生活の情報をしっかりとキャッチすることが必要で、子どもが犠牲にならないように、子どもの気持ちの変化とか、子どもの心のフォローアップとか、そういう情報を早く集めて、その結果特に発達期にある子どもさんに対する支援というところをしっかりと対応しないと、遅れれば遅れるほど、いろんな行政を巻き込んだ対応になってくるので、その辺のところをぜひよろしくお願いします。まあ、1カ月、2カ月と思わないで、これがずっと続いたらどういう見通しになるのかということも考えて、子どもさんの心、子どもさんの不安、そういう中で早めに手を打つということも必要じゃないかなということを感じます。それも児童相談所とか、ほかのところの流れの状況なんかもやはり情報共有しながら考えていかないといけないなど。ここは想像力が大事だと思いますので、よろしくお願いします。

○森委員

私も今回いろんなことを聞かせていただく中で、鳥取方式だとか、鳥取県が先駆けてだとか、鳥取のオリジナリティーのあるものが随所に、結局がほとんどそうなのかなと思いつながりながら聞いておりました。これはやはり素晴らしいことだと思うので、テレビを見ているも何を見ているも、比較的全国基準というか、世界基準のニュースが圧倒的に情報としては多く見えているし、耳にする機会が多くて、ここから今のこの話聞くと、相当地域格差という意味よりも、非常にこの地域とのギャップがあると思います。やはりここはいい意味で鳥取方式というのが、なにかもっともって県外の方たち、山陰の方たちにお伝えできた方が、安全にしていると物質的に安心にしているというところがあるけれど、可視化しなければ安心につながらないという、ここに安全と安心をつなげるパイプというのが可視化だと思うんですね。だから鳥取県のやっていることを県民の方たちに可視化することで、正しい安全につながるのではないかなと思いますので、なんとか今のケースを非常に正しく可視化するということが何かできないかなあとあって、ここで座って私なりにも頭を巡らしたんですが、そのギャップをうまく丁寧に埋めていくということが何か出来ればもっと正しい安心につながっていくのではないかなあと、データを通して。

○足羽教育次長

ありがとうございます。おっしゃるとおり、全国でも数県だけが学校再開を早くからやっております。そのことに対する不安の声が強いのも実際問題で、県民の声もたくさんそうした声をいただいております。だからこそコロナに対する徹底した対策の取組ということをしつかり伝えていくのも大事ななあとおっしゃるので、マスクミだけじゃなく、本当に県民の方、あるいはこういう鳥取県の取組は他の方にどんどん参考にさせていただけるようなかたちになればいいと思いますので、ご指摘いただいたような情報をどんどん出していき、県民の方に可視化していくということには努めて参りたいと思います。

○森田次長

あとは、SNSとかをどんどん使って、こちらのほうから発信を力一杯していくのが大事なかなあとおっしゃいます。

○森委員

可視化の一つはサイズ感の可視化だと思うんですけども、たとえばしっかりと消毒しましょうといっても、「しっかりと」が「回数」に変わるとか、「いつする」とかというふうな可視化が出てくると、非常に具体的に伝わりやすい。物理的な安全を安心に変えるところの回数だとか表現とかというのは、可視化のコツというのは変ですけど、こういうことなのかなと思いますので。

○森田次長

我々が何を伝えるのか、何を出していきたいかということを私たち自身がしっかり押さえて発信するかが大事なことで、いろんな方法で何を伝えていくかということを押さえて SNS とかをを使って出していくというのが大事なのかなと思います。

○中島委員

報告事項オのことなんですけど、今までもいろいろ話題になってきていて、こういう流れは非常にいいことじゃないかと思っています。ただこれすごく恥ずかしいのが、それこそ形式的には同意書という問題がまずあり、どういうふうに対象となる人とつながり、何を持ってある程度の目的が達せられたとするのかということの進め方もそうだし、結果の測り方というのも非常に難しいプロジェクトだなというふうに思うんです。要するにこれって、1年の間に触らなければいけないみたいな目標設定が、とりあえずあるわけではないんだと思うんですね。それで何人をこうしなければ、この事業の成果が出なかったということでもないんだと思うんですね、とりあえずは。つまり、これ努力したけれども、成果が出ませんでしたというふうな落としどころが、すごく乱暴な言い方なんですけど、そういう最後の落としどころが成立してしまうプロジェクトだと思うんです。やっぱりなんらかのかたちで成果を出していく、少しずつでも積み上げの中から、今年は3人支えました、来年は5人になりましたというふうに、積み上げていくということが、社会的には必要とされる事業だと思うんですね。ですのでぜひなんらかの目標設定をしていただいて、それに対してこれだけのマンパワーを割くんだというその作戦を立てていただいて、その継続の中で、今年はこの辺うまくいったけど、来年はこうしようみたいな感じでの作戦の設定ができるような、ある程度具体的な進め方を考えていただいて、進めていただければなあというふうに思います。

○酒井高等学校課長

検証方法が難しく、今までは、教育がこういう生徒をみんな抱え込んで、結局何もできないという状況、そこがハローワークさん等とつながり始めて、今度はそこに福祉部局も福祉の視点を入れて、更に社会みんなで子どもたちを育てるという視点が入って、そこで何とか進もうと思ってたんですけど、もうちょっと検証方法を含めて生徒をよく知っていきましょうと思います。

○中島委員

先程、鳥取県の小ささのメリットという話もありましたけれど、こういうかたちでセーフティーネットをつくっていくという、若い人がいろんな思いがあって、「どうしたいのか」ということを聞くといっても、「どうしたいかってすぐ答えられたら、こうなってないよ」というのが、みんなの正直な気持ちだと思うんですよ。だからそうすると、ある程

度継続的にコミュニケーションを取っていかないと、本当にどうしたいのかという話も出てこないということだと思えます。そのためにはなかなか結果が見えづらけれど、マンパワーを投下し続けるという覚悟があると思えますよね。もちろんトータルな仕事、いじめ・不登校総合対策センターの中には、ほかにも仕事があるわけだから、そうすると、この程度のマンパワーは投下してみるということを初めから見通しを持っていただいて、仕事を進めていただくということが必要なんじゃないかなというふうに感じます。

#### ○岡本いじめ・不登校総合対策センター長

ありがとうございます。いじめ・不登校総合対策センターの岡本です。これまでも県の教育支援センターのハートフルスペースとして、こういったお子さんの困り感をなんとか少しでも、今家にいて困っているんだけど相談はできないという子に対して、どういうふうにアプローチできるかというところで、少しやりにくさとか、難しさを感じました。高校中退してから切れてしまうと、次の支援がつかない。そこをできるだけ早い段階でつながって、そうすれば電話相談であったり、あるいはハートフルへの通室であったり、といった止まり木の少し心を休める場所に、少しの時間ちょっと取ってもらって、そこからまた新しい支援につなげていくというのが可能になっていくと思います。今少しでも困っている子が減るように、こういう仕組みを使って進めていくんだと思っております。

#### ○佐伯委員

「誰一人取り残さない」というのがすごく今回心に残っているんですね。それで、同意書を取るといったときに、やはり「それを書こう」というような関係性、中退する方とか、学校に行けない状態になっている人に、こういうものを書いてもらうようお願いする関係性というのできてないと、いきなり書けないと思いますし、それはたとえば中3の担任だったり、県の指導だったりとか、高校の担任だったり、いわゆる不登校・特別支援の関係の先生方がそういうことを担当していらっしゃるかもしれないんですけども、本当にそうした子どもに寄り添って、どういう困り感があるかということ把握した上で、「一緒に考えていこうね。こういうところがあるから書いてみたら、また何か次のステップ、道が開けるんじゃないかなあ。」という進め方をして進んでいくという方向になると思うんですけども。私もいろんな方から相談を受けて、いろんな様子を見てみると、やっぱり児童相談所を経験された方とか、親と子の相談室みたいな相談窓口があって、そこに保護者の方が自分の困り感を相談に来られて、そのときに「実は、子どもがこんな状態なんです。」というようなところから、「じゃあ、どこに相談にいったらいい？」というところまで話が広がっていったりするのです。そういうところから、学校関係でないところでけっこう福祉につながってる方もあったりして、同意書なんかも得られるということがあると思います。やっぱり広げていきながら、どういうところからでも一人でも、困った方をどんな

方向でいったらいいのかというところにつなげていくためのツールみたいなものがあると思いますので、私もハートフルのことはだいたい分かってたんですけども、若者サポートステーションというのはあまり知らなくて、森委員さんもおっしゃったように、「そういうところがあるんだよ」と沢山の方に知っていただくという方向性も大事なかと今聞いていました。よろしくお願いします。

#### ○鱸委員

この提案が高等学校課と、いじめ・不登校総合対策センターの共同提案というかたちになっていますが、なんでかなあと私は思ったんですけども、センターの方は支援機関ということで当然関わってきますけれど、中学校卒業と高校中退、もちろん中卒ですよ、その生徒さんを対象にしているわけで、なんで高等学校課なのかなあと、小中学校課はどうなるのかなあと。

#### ○酒井高等学校課長

市町村のほうから、高校中退した生徒について、なんとか市町村に情報をもらえたらと思うが、全く来ないというようなご意見をいただいております、それで高校のほうで。高校の方も本当に、一人一人途中で退学してしまうときには話をするんですけど、成果としては表れていない。結局はそのままどこにもつながらずに一人で孤立してしまっていた。それで、少し時間が経ってから、地元の市町村がそういう情報を知って声をかけたら、「そんなのがあるんだったら」というような話です。ですので支援できるところはたくさんあるんですけど、なかなかそこにつながらない。それを高校だけでうまく伝えようと思ってうまく伝わらないというところがありますので、元々のスタートがそういうところで。

#### ○若原委員

そういう経緯があったんですね。

#### ○酒井高等学校課長

いろんなところと連携しながらやらせていただけてましたので、高等学校課がつながりを持たせていただいています。

#### ○足羽教育次長

いじめ・不登校総合対策センターが当たってますが、ここは集約場所ということで、センターのみで対応ということでは決してありませんので、子どもさんの状況が小中なら小中学校課も、高等学校課も、当然特別支援教育課も含めて、ここは窓口的な意味合いでセンター中心に各関係課が協力しながら、対応に当たるというような流れを想定しています。

#### ○鱸委員

途中で退学したいろんな状況の子どもさん、中学もあるだろうし、高校もあるでしょう。ただ、つながるといことが非常に大事だと思うんです。たとえば退学にしてもご両親が納得しない退学をした場合には、これはリスクが高い。そのときにはご両親がかなり責任を感じると思うんですね。ご両親が学校と、ある規則の中で、「そうでしたよね。そうしたら仕方ありませんよね。」といったときに、「じゃあなにか方法があるでしょうか。」というふうなつながりがある場合は、むしろ前向きに進む可能性がある。ですから、そこにたとえばその人の、いわゆる情緒的な特質があるかないかとか、かなりいろんな背景が違うので、一番心配しているのは、退学したときに判断を納得してないというところが、子どもさんを含めてご家族が不幸になっていく、一つ問題なのかなと思うので、その辺のところをつなぐという努力が必要かな。その辺は鳥取県全体として、いじめ・不登校総合対策センターが、いろんな状況を理解していて、それをフィードバックしていくというようなかたちも一つは役割としてはあるのかなあとと思いますね。

#### ○若原委員

コロナの件でちょっと戻りますけれども、学校が休業期間中とか、あるいは再開されたあと、子どもたちの反応は一概には言えないでしょうけど、どういう反応なのかなと思って。つまり、「早く学校に行きたい」とか、「早く学校に行って勉強したい」とか、「友達に会いたい」とか、だいたい子どもはそういうふうな反応を示してくれるのか、あるいは逆に「学校に行かなくても、別にええんだなあ」というふうに思ってしまうような、そういう反応もあるのか。どんな感じなんでしょうか。現場のことは分からないんですけど。

#### ○中田参事監兼小中学校課長

一般的にはテレビなんかでも言っているように、子どもたちはやはり友達に会えることが嬉しくて、学校に行くのが楽しいと。ただそうはいっても、子どもたち一人一人の心のうちというのは、なかなかしっかり対面して聞いてみないと分からないところもあります。それで鳥取市内なんかの学校ですと、学校が再開してから1日、2日かけて、一人一人の子どもと教育相談というかたちで、時間を取って一人一人の思いを聞き取りをするところもあります。また学校がお休みだった日を使って、家庭訪問を実施しているというような市町村もあります。そんなふうにして子どもたちは、大部分が学校に来て友達と会って、体を動かして勉強をしてというのを楽しみにしている子どもたちもいますが、そうじゃないという子どももいるということを前提に、各学校それぞれいろんな工夫をしながら子どもたちの心を汲み取って、その後の対応に生かしていくというようなところですよ。

#### ○森委員

思いついたようなことを質問して申し訳ないんですが、私自身がスポーツで学校を選択するような時期があった人生を歩んできているものですから、そこについてなんですけども、鳥取県でも幾分スポーツで学校を選ぶというような進路の選択の仕方をなさっているお子さんもいらっしゃると思うんですね。それが一つの自分のポテンシャルというか、そういうかたちで18年、15年ぐらいの中で、かなりウェイトを占めてきていらっしゃるお子さんたちもいらっしゃると思うんですけど、そういう辺りのお話みたいなことは、聞かれていたり出ていたり、どういう状況なのかお分かりでしょうか。

○中田参事監兼小中学校課長

中学校の校長先生方に話を聞きますと、その辺り子どもたちの部活の大会への出場にかける思いは大きいので、なんとかならんかなあというようなことは、子どもたちの様子を見ながら心配をしております。まだ確定というわけではないんですけど、やはり中学校最後の大きな大会は無くなったんですけども、なんとか地域ごとでも大会はできないかなんということは、そういう子どもたちの気持ちの面も考慮しながら考えていくようにします。

○森委員

高校辺りはどんなんでしょう。進路もスポーツでとか。

○足羽教育次長

推薦とか、入試とかに影響してくる部分が、本県のみならず全国で、これは問題視されていますけど、これは大学側の入試制度の考え方で、当然記録を以てこれまで判断していたとするなら、そうではないかたちのものを検討しなければいけないと思いますし、その意味でも先程酒井課長が申しました、様々な入試に関する情報収集を今後、まだまだ大学は発信されておられませんので、情報収集しながら適宜対応していかなければいけないと思います。高校もインターハイも中止になりましたので、正式な全国大会の参加記録がなくても、じゃあ何を以て判断できるのかというふうなことも、これは全国の状況を見ながら、判断していくことだと思いますし、委員さんもおっしゃったようなスポーツを通してということを考えている生徒もたくさんいますので、その辺りの配慮も支援もしっかりしていないといけないというふうには思っております。いずれにしても情報収集をしっかりして、必要な情報をどんどん流すようなかたちにしていきたいと思います。

○山本教育長

ほかに、いかがでしょうか。

○佐伯委員

給食のことについて、コロナで休みが長くなったときの子どもたちのお昼について、

「自分が働いていると子どもが好きなものを食べている。同じようなものの繰り返しになっている。そして知らない間に運動不足も伴って、段々太ってきたような感じ」とか言っておられる保護者さんとかがあって、そうしたら今回学校が再開されて、鳥取市さんは給食は午前と午後でも食べられるようなかたちにされて、改めて保護者の方も子どもたちも給食の実感をできたのかなあということと、それから給食に関わっていらっしゃる栄養職員さんなんかは食の自立というか、自分が将来、自分の食べるものをきちんと選択したり、簡単なものを作れたりしながら、自立して生きていくために自分の嗜好を好きなものだけではなくて、いろんなものを選んできちっと食べることによって、体の健康を保っていくということも目指しながら、栄養指導していこうとされているということ、よく聞いていましたので、この間は、子どもたちはいろいろ体験したと思うんですけども、調理実習なんかはまだできる状態ではありませんけれども、なにかの中で自分の食べるものというものについても、丁度学ぶことができたし、これからも考えていかないといけないなと、コロナのことでちょっと感じたので一言申しました。

#### ○足羽教育次長

大事な命に関わることでありますので、偏食が多くなったということも本県のみならず、全国でもそのようなことをたくさん聞いております。改めて先程の話じゃないですが、当たり前だった給食がいかに大切かということの発信も一つあるんじゃないかなと思います。食育という観点からもしっかり今回のことをしっかり見直す機会にできればなと思います。

#### ○山本教育長

それでは、残りの報告事項につきましては、時間の都合により省略したいと思います、何か特にございますか。

#### ○山本特別支援教育課長

すみません。説明が一つ間違っておりまして、中島委員さんからありました琴の浦高等特別支援学校に外国語の科目があるかということで、「ある」と申しましたけれども、「無し」ということで、ありません。職業に関する専門教科が多いものでして、外国語は設定していないということですので、訂正します。

#### ○中島委員

いいんですねそれで。障がいのある人もやっぱりいろんな意味で、外国の人とふれあうということは。

#### ○山本特別支援教育課長

社会科とか、ほかのところでは外国語の簡単なものはやるんですけども、外国語として1

時間とかやるというのは無いということです。

○中島委員

ほかの教科とのバランスはあるでしょうけど、なんか選択授業とかでも、あったらいいのになと思います。余地があればぜひ。

○佐伯委員

A L Tの方とのふれあいというのは数時間でもやっていないのでしょうか。

○山本特別支援教育課長

逆に白兔養語とか米子養護とかのほうではA L Tさんに来ていただいて、簡単な英語とかはやっているんですけども、先程申しました琴の浦は、職業訓練でやってないということです。

○中島委員

わかりました。

○佐伯委員

考えていただけたら嬉しいです。

○山本教育長

検討を。

○山本特別支援教育課長

わかりました。

○山本教育長

よろしいですか。残りの報告事項については、それでは、以上で報告事項を終わります。

その他、各委員さんから何かございましたら、発言をお願いします。何かございますでしょうか。

それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会します。次回は6月3日（水）午前10時から定例教育委員会を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。では、そのように決定いたします。

以上で、本日の日程を終了します。お疲れさまでございました。